

* 令和5年3月31日までに終了した治療 * 群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業のご案内

保健福祉事務所での申請受付
は令和4年5月9日からです

群馬県では不妊治療のうち体外受精又は顕微授精(以下特定不妊治療という。)を行う方を対象に、費用の一部を助成する事業を実施しています。

1 助成対象となる方

●次に掲げる要件を全て満たす方が対象となります

- ・特定不妊治療の治療期間の開始日が令和4年3月31日以前で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに1回の治療が終了(又は中止・中断)した方であること。
- ・特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された方であること。
- ・夫婦のいずれか一方、あるいは両者が群馬県内(前橋市・高崎市除く)に住所を有すること。
- ・過去、都道府県・政令指定都市・中核市が実施する同様の特定不妊治療の助成を受けた回数が上限(4助成回数参照)に達していないこと。
- ・助成を申請しようとする治療を開始した時の妻の年齢が43歳未満であること。

2 対象となる治療

●体外受精または顕微授精(治療の中で行う男性不妊治療手術も含む)

- ・1回の治療(1回の助成の対象とする範囲)は、採卵準備のための投薬開始から、受精(体外受精または顕微授精)、胚移植に至るまでの、医療保険適用外の部分です。以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精卵による凍結胚移植も含まれます。
- ・卵子が発育しない等により、卵子採取以前に治療を中止した場合は、助成の対象になりません。
- ・凍結された精子、卵子、受精卵の管理料(保存料)や、治療に係る入院費、食事代等は助成の対象になりません。
- ・男性不妊治療については、右に示す手術費用、凍結費用が対象となり、検査費用は対象になりません。

※想定している男性不妊手術
・精巣内精子回収法(TESE(C-TESE、M-TESE))
・精巣上体精子吸引法(MESA)
・精巣内精子吸引法(TESA)
・経皮的精巣上体精子吸引法(PESA)

3 助成額

- 助成額：治療費が上限額未満の場合は、その金額を助成します。
 - ・治療区分A、B、D、Eの場合→1回の治療あたり上限30万円まで
 - ・治療区分C、Fの場合→1回の治療あたり上限10万円まで
 - ・男性不妊治療費(精子を精巣等から直接採取するための手術を行った場合)への助成は、1回の治療あたり上限30万円まで
 - ※治療区分Cは対象外
 - ※(主治医の判断により)採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を終了した場合に限り男性不妊治療単独での申請も可

治療区分(妻)	A	新鮮胚移植を実施	300,000円
	B	凍結胚移植を実施	300,000円
	C	以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施	100,000円
	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	300,000円
	E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止	300,000円
	F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止。 妻は採卵し卵が得られたが、夫の精子が得られないため治療終了。	100,000円

4 助成回数

●助成回数 1回(以下の上限回数に達していない場合、1回申請できます)

①初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢	40歳未満の方	43歳になるまでに1子ごとに通算6回まで
②リセットする場合:リセット後初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢	40歳以上43歳未満の方	43歳になるまでに1子ごとに通算3回まで
	43歳以上の方	なし

- ・過去に他の都道府県・政令指定都市・中核市から、既に助成を受けている方は、その回数も含まれます。

5 申請方法

- 特定不妊治療終了後(やむを得ず治療を中断した場合を含む。)、申請書に関係書類を添付し、お住まいの住所地を管轄する保健福祉事務所に提出してください。
- ・前橋市及び高崎市在住の方は、申請書類等が異なりますので、お住まいの市窓口へ事前にお問い合わせの上、申請してください。

6 申請期限

●原則として治療終了月の3か月後の月の末日までに申請してください。(例:5/31に治療終了した場合、8/31まで申請可)

申請期限の日が土日等閉庁日の場合、翌営業日まで申請を受け付けます。

- ・やむを得ない理由で期限までに申請できない場合は、必ず申請期限前に保健福祉事務所へご相談いただき、できる限り速やかに申請をしてください。連絡をいただかない場合には、助成を受けられませんので御注意ください。
- ・医療機関の受診等証明書等の発行に時間を要することがありますので、お早めの準備をお願いします。

◎問い合わせ先:各保健福祉事務所(裏面参照)または群馬県生活子ども部児童福祉・青少年課 電話027-226-2606(直通)

群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業を申請される方へ

令和5年3月31日までに
終了した治療

●申請に必要な書類等 (申請書などは、群馬県ホームページ<http://www.pref.gunma.jp/02/d2910031.html>からダウンロード可)

- 1) 群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書(様式第2号)
*申請者自身に記入していただくものです。
- 2) 群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(様式第3-1号)
*特定不妊治療を行ったこと及び治療にかかる費用を証明するものです。指定医療機関へ記入を依頼してください。
- 3) 群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書(様式第3-2号)
*男性不妊治療を行ったこと及び治療にかかる費用を証明するものです。男性不妊治療指定医療機関へ記入を依頼してください。
- 4) 特定不妊治療費(男性不妊治療費)の領収書(原本)
*上記2)及び3)の受診等証明書の領収金額と一致するもの(押印後、コピーをとりお返ししますので、原本をお持ちください。)
領収書に対応する診療明細書又は請求書もご用意ください。
- 5) 戸籍謄本(助成金申請が2回目以降の申請の方で、住民票で法律上の婚姻関係にあることが確認できる場合は省略できます)
*以下の場合は、戸籍謄本の提出が必要になります。
・不妊に悩む方への特定治療支援事業の群馬県への申請を初めてする方
・ご夫婦の住所(住民登録地)が同一でない場合(単身赴任等)
・住民票に続柄等が記載されておらず、婚姻関係が確認できない場合
*発行から3か月以内のもの
- 6) 世帯全員の住民票(前住所、続柄及び筆頭者等が記載されており、マイナンバーが記載されていないもの)
*ご夫婦の住所が同一でない場合(単身赴任等)や、同一世帯でない場合(続柄が「夫(見届)」や「同居人」は同一世帯)は、それぞれの住民票が必要です。
*発行から3か月以内のもの。なお、前回申請時に提出した住民票から3か月以内かつ内容に変更がない場合は添付省略可。
- 7) 事実婚に関する申立書(様式7)
*同一世帯でない事実婚の場合は、こちらも御提出ください。
- 8) 死産届等いずれかの写し(助成制度利用後に妊娠12週以降の死産をした場合で、助成回数をリセットする場合)
*死産届、母子健康手帳「出産の状態」ページ、流産証書、死体検案書等。
- 9) 振込口座が確認出来るもの
*振込先口座の通帳又は通帳の表紙裏ページ(店番号、口座番号、カナ氏名表記)の写しをご持参下さい。
*振込口座は、申請者(夫婦どちらか)の口座に限ります。

●県内指定医療機関 (★男性不妊治療指定医療機関)R4.4.1現在

医療機関名	所在地	電話番号
★群馬大学医学部附属病院	前橋市昭和町3-39-15	027-220-7111
★横浜マタニティホスピタル	前橋市下小出町1-5-22	027-219-4103
★群馬中央病院	前橋市紅雲町1-7-13	027-221-8185
いまいみズメンズクリニック	前橋市東片貝町875	027-221-1000
ヒルズレディースクリニック	前橋市元総社町3607	027-253-4152
上条女性クリニック	高崎市栗崎町534-1	027-345-1221
セキールレディースクリニック	高崎市栄町17-23	027-330-2200
高崎アートクリニック	高崎市あら町136-1	027-310-7701
ときざわレディースクリニック	太田市小舞木町256	0276-60-2580

*県外の医療機関については、所在地の都道府県、指定政令都市、中核市等で、本事業の指定医療機関となっている場合は、助成対象になります。

★郵送申請について

- 【申請時】
配達記録が残るレターパック、簡易書留などの利用をお勧めします。
- 【領収書原本の返却】
申請時に返信用レターパック(宛先記入)を必ず同封してください。
- 【その他】
・申請書には昼間連絡が取れる電話番号を必ずご記入ください。
・書類の不備があった場合は、決定が遅くなる場合があります。
※レターパック等以外で配達記録が残らない郵便物の不着事故などに関しては責任を負いかねます。

●申請及び問い合わせ窓口

お住まいの住所を担当する保健福祉事務所で申請を行ってください。

※★郵送申請についてをご確認ください

保健福祉事務所	所在地	郵便番号	電話番号	担当市町村	申請方法
洪川	洪川市金井394	377-0027	0279-22-4166	洪川市・榛東村・吉岡町	郵送申請も可
伊勢崎	伊勢崎市下植木町499	372-0024	0270-25-5066	伊勢崎市・玉村町	郵送申請も可
安中	安中市高別当336-8	379-0132	027-381-0345	安中市	郵送申請も可
藤岡	藤岡市下戸塚2-5	375-0012	0274-22-1420	藤岡市・上野村・神流町	郵送申請も可
富岡	富岡市田島343-1	370-2454	0274-62-1541	富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町	郵送申請も可
吾妻	中之条町西中之条183-1	377-0425	0279-75-3303	中之条町・長野原町・嬬恋村・草津町・高山村・東吾妻町	郵送申請も可
利根沼田	沼田市薄根町4412	378-0031	0278-23-2185	沼田市・片品村・川場村・昭和村・みなかみ町	郵送申請も可
太田	太田市西本町41-34	373-0033	0276-31-8243	太田市	窓口提出※郵送での受付は行っていません
桐生	桐生市相生町2-351	376-0011	0277-53-4131	桐生市・みどり市	郵送申請も可
館林	館林市大街道1-2-25	374-0066	0276-72-3230	館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町	郵送申請も可

前橋市及び高崎市在住の方は、お住まいの市窓口へ申請して下さい。(申請書類について、事前にご確認ください)

前橋市在住の方	前橋市子育て支援課	前橋市朝日町3-36-17	027-220-5703
高崎市在住の方	高崎市保健所健康課	高崎市高松町5-28	027-381-6113

群馬県不妊・不育専門相談センターでは、不妊・不育症に関する専門的な相談を受けています(予約制)

- 専門の医師による無料相談(原則面接)です。どうぞお気軽に御相談ください。
★相談日:毎月第2・第4水曜日 午後2時～午後4時(祝日・年末年始を除く。詳しくはホームページをご覧ください)
<https://funinsoudan.med.gunma-u.ac.jp/>
★場 所:群馬県不妊・不育専門相談センター(前橋市昭和町3-39-15 群馬大学医学部附属病院内)
★お申し込み方法:お電話でお申し込みください。
電話027-220-8425(月～金曜日、午前9時～午後4時受付)

◎問い合わせ先:各保健福祉事務所(上記参照)または群馬県生活子ども部児童福祉・青少年課 電話027-226-2606(直通)